

簡易専用水道の手引き

沖縄県保健医療部 衛生薬務課

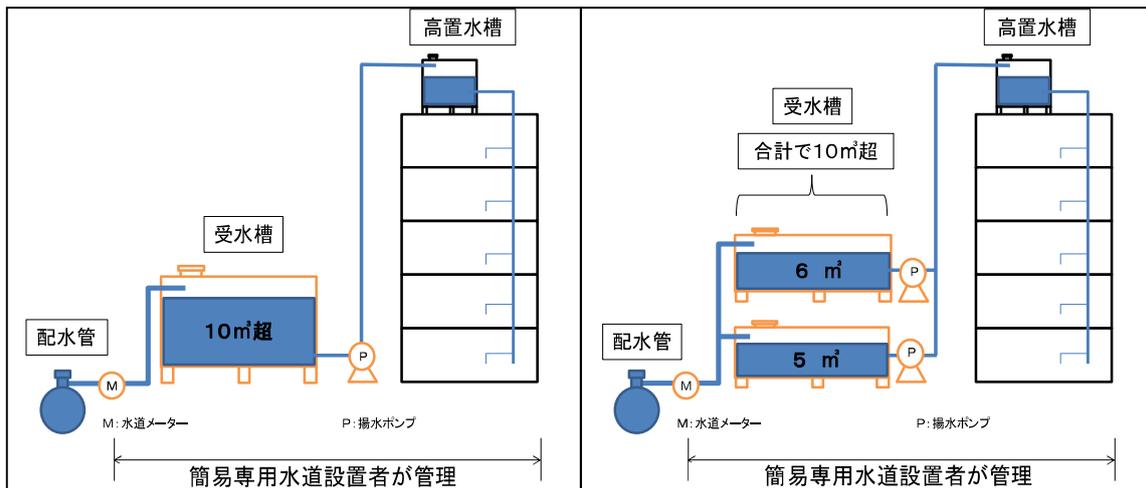
(令和元年12月改訂)

目 次

第 1	簡易専用水道とは	1
第 2	簡易専用水道の維持管理	2
第 3	簡易専用水道の届出	7
第 4	小規模貯水槽水道について	9
	<関係法令抜粋>	10
	簡易専用水道に関する手続き等の流れ	巻末

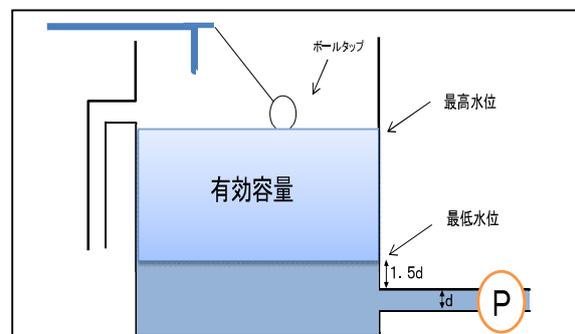
第 1 簡易専用水道とは

・市町村などの水道から供給される水のみを水源とし、その水を受水槽に貯めたあと建物に飲み水として供給する施設であって、受水槽の有効容量の合計が10立方メートルを超えるものをいいます。（水道法第3条第7項、水道法施行令第2条）



・受水槽とは水道本管から量水器（水道メーター）を経て貯水する最初の貯水槽のことをいいます。自然圧や増圧ポンプにより屋上等に設置する場合があります。受水槽から先に設置されている高置水槽等は含まれません。

・有効容量とは受水槽の容量のうち最高水位と最低水位の間の、有効に使用できる部分の容量のことをいいます。



※受水槽だけでなく、受水槽から先の配管、ポンプ、高置水槽などを含めて簡易専用水道になります。

※次の場合は簡易専用水道に該当しません。

- ・有効容量が10 m³以下の場合。
- ・飲み水として使用しない場合（消防用、空調用設備の受水槽など）。
- ・地下水（井戸水）の一部または全部を受水槽に貯めて使用する場合。

ただし、地下水（井戸水）を貯めて使用する場合は、「専用水道」として、水道法により規制を受ける場合があります。

第2 簡易専用水道の維持管理

簡易専用水道の管理が不適切な場合、病原性細菌による汚染や異物（昆虫などの生物や排水・雨水等）の混入などの問題が生じることがあります。

安全・安心な水道水をご利用いただくために、水道法では管理義務が定められています。

1 法律に基づく検査（法定検査）

設置者は、**毎年一回以上定期的に**、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道の検査機関に依頼して、**検査を受けなければなりません**。（水道法第34条の2第2項、水道法施行規則第56条）

検査を怠った場合、指導を受けるばかりでなく、罰則が適用されることもありますので、必ず検査を受けるようにしてください。（水道法第54条第8項）

また、**検査機関から衛生上問題のある旨の指摘を受けた場合は、直ちに所轄の保健所または、市町村の担当機関に報告してください。**※検査機関に報告の代行を依頼することもできます。

検査の内容（平成15年7月23日厚生労働省告示第262号）

（1）施設の管理状態に関する検査

- ① 水槽その他簡易専用水道に係る施設の中に、汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれがないか
- ② 水槽及びその周辺が清潔に保持されているか
- ③ 水槽内に沈積物、浮遊物質など異常な物がないか

（2）水質に関する検査

- ① 臭気、味、色について異常はないか、また、色度、濁度が基準超過していないか
- ② 残留塩素について検出されるか

（3）書類に関する検査

- ① 施設設備の図面、受水槽周辺の構造物の図面などが保存されているか
- ② 水槽の清掃、点検の記録、検査結果書などの書類が保存されているか

※建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の適用を受ける特定建築物は書類による検査を受けることができます。

○登録検査機関から改善等の助言を受けたときは、すみやかに改善等を行ってください。また、所轄の保健所や市町村の担当機関から指導等を受けた場合も同様に行ってください。

— 沖縄県内にある登録検査機関 —

登録検査 機関	一般財団法人 沖縄県環境科学センター	日東化学工業株式会社	株式会社 沖縄環境保全研究所
登録番号	48	106	141
所在地	浦添市経塚 7 2 0	那覇市山下町28番36 号 照屋アパート202	うるま市州崎 7 番地11
連絡先	098-875-1941	098-996-2346	098-934-7020
HP アドレス	http://www.okikanka.or.jp/index.html	http://nitto-ci.luna.binsite.jp/index.html	http://www.okhk.co.jp/index.php

（令和元年 7 月現在）

2 水槽（受水槽・高置水槽等）の清掃

設置者は、**毎年一回以上定期的に、必ず**水槽の清掃を行わなければなりません。

（水道法施行規則第55条第1号）

水槽の清掃は、「空気調和設備等の維持管理及び掃除等に係る技術上の基準（厚生労働省告示119号）」の規定に基づき実施することとなっているため、専門的な技能・知識が必要となります。

そのため、建築物衛生法に基づく知事等の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者を活用することをお勧めします。建築物飲料水貯水槽清掃業者については、沖縄県衛生薬務課のホームページに掲載されている事業者一覧をご確認になるか、最寄りの保健所におたずねください。

○水槽の清掃時は、大半の場合で一時的に断水を要求されます。水は生活をする上で欠かせないものなので断水時間を出来るだけ短くすることが望ましいといえます。

※施設の検査や水槽の清掃を実施する場合は、利用者など関係者に対し、検査日時や所要時間などの周知を徹底しましょう。また、設置者及び管理者は、検査等に立ち会うようにしましょう。

3 日常的な管理

設置者は、簡易専用水道について適切な管理をしなければなりません。（水道法第34条の2第1項、水道法施行規則第55条）

受水槽に入る水は市町村等の水道事業者から供給される水のため、その水は清浄であると考えてよく、そのため、簡易専用水道が外部から汚染がないように適切な管理を行えば、清浄な水が利用者に供給されます。

したがって、日常的に点検・検査を行い、適切な管理を行うことが重要です。設置者自らが管理を行わない場合には、管理を担当する人を決めて、適切に管理しましょう。

※日常的な管理には、[簡易専用水道の自主管理票](#)をご活用ください。

（1）水道水質の確認

① 1日1回、蛇口（給水栓）から出る水の色、濁り、臭い、味を確認しましょう。

毎日の水質確認方法

- A 無色透明なガラスのコップに水を採ります。
- B コップの背景に黒色の紙等を置いて、目視で濁りの有無を観察します。
- C 白色の紙等を用いてBと同様に、目視で色の有無を観察します。
- D 水を口に含み、味や臭いの有無を確認します（塩素臭は除く）。
- E 確認の結果を管理票に記録し保存します。

② 1週間に1回程度、蛇口（給水栓）から出る水の残留塩素の有無を測定し、水道水の消毒の効果が残っているか確認しましょう。

衛生上安全な水を供給するためには、残留塩素の濃度を0.1mg/L以上に保持することが望ましいです。残留塩素の簡易測定キットが市販されていますので、それらの活用等により残留塩素を測定し、その結果を管理票に記録し、保存しましょう。

水質変化の原因（代表例）

水の着色	白い水	コップに汲んで静置後 ①下から澄んでくる場合 ⇒ 空気の混入（気泡）※問題ありません。 ②上から澄んでくるが透明にならない場合 ⇒ 亜鉛メッキ鋼管の腐食など。
	赤い水	鉄製の水槽や鉄管の腐食など。※金属臭を伴います。
	青い水	銅製の水槽や銅管の腐食、湯沸器からの銅の溶出など。
異臭	塗装臭 薬品臭 油 臭	最近、水道管の取り替えや塗装をした場合、接着剤や塗装の乾燥が不十分であったことが考えられます。
	し尿臭	地下式あるいは半地下式の受水槽のひび割れや、誤接合（クロスコネクション）によって、汚水が流入しているおそれがあります。 ⇒ 至急、清掃業者、検査機関等に相談してください。
	かび臭 生臭い	①水道水源に由来 ②貯水槽に藻類が発生 ※光を通しやすいFRP式水槽などで起こる場合があります。
異物	生物	①マンホールがずれている。 ②オーバーフロー管や通気管の防虫網が破れている。 ⇒至急、清掃業者、検査機関等に相談してください。
	固形物	管内塗装の剥離、パッキン等のゴムの劣化など ⇒至急、市町村等の担当機関等に相談してください。 ※蛇口周りや、鍋底、加湿器の吹き出し口付近に付着する白いものは、水道水中のミネラル分（カルシウム等）が原因と考えられます。

異常があった場合、保健所や市町村等の担当機関、検査機関等に

相談し、必要な項目について水質検査を受けてください。

（２）施設の点検

月に1回程度、水槽及びその周囲の点検を行いましょう。点検の結果は管理票に記録し、保存しまししょう。

主な点検事項

- ・ 水槽周辺が清潔に保たれ、整理整頓がされているか。
- ・ 水槽外壁の損傷や亀裂、腐食等及び水漏れはないか。
- ・ マンホールの破損はないか、防水・防さびは完全か。
- ・ マンホールの施錠は完全か。
- ・ 水槽内に異物の混入はないか、汚水等に汚染されていないか
- ・ オーバーフロー管や通気管の防虫網は完全か。

台風の前夜や地震等の自然災害後は必ず点検しまししょう。貯水槽や施設の破損による汚染の可能性があります。

（３）給水停止、利用者への周知

供給する水が人の健康を害するおそれがあることがわかったときは、直ちに給水を停止し、その水を飲まないよう利用者に知らせなければなりません。（水道法施行規則第55条第4号）

また、所轄の保健所や市町村等の担当機関へ通報してください。

（４）書類の整理

次の書類を整備し、括弧内の期間を目安に保存管理しまししょう。

- （１）設備の構造、配置場所を明らかにした図面（永年保存）
- （２）設備の給排水系統を明らかにした図面（永年保存）
- （３）水槽の掃除の記録（清掃業者からの報告書など）（3年保存）
- （４）簡易専用水道の検査結果書（登録検査機関からの報告書）（3年保存）
- （５）簡易専用水道の自主管理票（3年保存）
- （６）水質事故および給水停止措置の記録（3年保存）

第3 簡易専用水道の届出

簡易専用水道の設置者は、所轄の保健所に下記の届出を行ってください。

届出	事由	提出期限
簡易専用水道設置届 (様式第1号)	簡易専用水道を設置する場合	工事に着手する30日前まで
給水開始届(様式第2号)	簡易専用水道による給水を開始する場合	給水を開始する前日まで
簡易専用水道設置届出事項変更届(様式第3号)	工事を伴う変更の場合 (水槽の増設等)	工事に着手する30日前まで
	工事を伴わない変更の場合 (設置者の変更等)	変更後すみやかに
簡易専用水道廃止届 (様式第4号)	簡易専用水道を廃止する場合	廃止後すみやかに
検査結果緊急報告書 (様式第5号)	法定検査の結果、衛生上問題があると指摘された場合	指摘後ただちに <small>※検査機関による代行報告が可能</small>
給水停止報告書(様式第7号)	給水停止を実施した場合	実施後ただちに
簡易専用水道承継届(様式第9号)	簡易専用水道を譲り受け、または借り受けた場合	承継後ただちに
施設改善報告書(様式第14号)	施設を改善した場合	改善後すみやかに ^(注)

(注) 保健所長より、期間を定めて改善の指示を受けていた場合、その期間内に提出すること。

※簡易専用水道に関する事務権限が移譲されている市町村に設置されている簡易専用水道については、各市町村の行政機関が担当することとなっており、各種届出が異なる場合があります。

各種届出や報告の他、簡易専用水道に関するお問い合わせ先は、各市町村により次のとおりとなります。

簡易専用水道に関する相談先

県（保健所）が担当機関

市町村	担当機関	連絡先
国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村	沖縄県北部保健所 生活環境班	0980-52-2636
金武町、恩納村、読谷村、嘉手納町、 北谷町、北中城村、中城村	沖縄県中部保健所 生活衛生班	098-938-9787
西原町、南風原町、八重瀬町、 渡嘉敷村、座間味村、南大東村	沖縄県南部保健所 生活衛生班	098-889-6799

市町村が担当機関（市町村に権限有り）

市町村	担当部局	連絡先
那覇市	那覇市保健所 生活衛生課	098-853-7963
宜野湾市	上下水道局 水道施設課	098-892-2118
石垣市	水道部 施設課	0980-83-4047
浦添市	水道部 工務課	098-877-8462
名護市	環境水道部 工務課	0980-52-1962
糸満市	水道部 工務課	098-995-2457
沖縄市	上下水道局 工務課	098-937-5093
豊見城市	上下水道部 施設課	098-850-0111
うるま市	市民部 環境課	098-973-5594
宮古島市	生活環境部 環境保全課	0980-79-5283
南城市	上下水道部 水道課	098-917-5347
伊江村	公営企業課	0980-49-5004
与那原町	上下水道課	098-945-3017
宜野座村	上下水道課	098-968-5101
粟国村	経済課	098-988-2033
渡名喜村	民生課	098-989-2317
北大東村	福祉衛生課	0980-23-4055
伊是名村	建設環境課	0980-45-2004
伊平屋村	建設課	0980-46-2176
久米島町	上下水道課	098-985-2066
多良間村	住民福祉課	0980-79-2623
竹富町	上下水道課	0980-83-6191
与那国町	まちづくり課	0980-87-3580
本部町	上下水道課	0980-47-5515

第 4 小規模貯水槽水道について



簡易専用水道に該当しない、受水槽の有効容量が 10 立方メートル以下の小規模貯水槽水道であっても、健康に与える影響は同じです。特に病院や学校等の公共性の高い施設、共同住宅や飲食店、ホテルなどの利用者が多い施設、貯水槽が複数設置されている施設などは簡易専用水道と同様な管理の実施に努めましょう。

【お問い合わせ先】

沖縄県保健医療部衛生薬務課 生活衛生・水道班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電 話：098-866-2055

FAX：098-866-2723

＜関係法令抜粋＞

【水道法】

（用語の定義）

第3条第7項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業のように供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業のように供する水道から供給を受ける水飲みを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令の基準以下のものを除く。

（簡易専用水道）

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

（改善の指示等）

第36条第3項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することが出来る。

（給水停止命令）

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることが出来る。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

（報告の徴収及び立入検査）

第39条第3項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要とするために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道のように供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

（罰則）

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

九 第37条の規定による給水停止命令に違反した者

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

八 第34条の2第2項の規定に違反した者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

三 第39条第1項、第2項、第3項又は第40条第8項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【水道法施行令】

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業のように供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が十立方メートルであることとする。

【水道法施行規則】

（管理基準）

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。

二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要な者について検査を行うこと。

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

【厚生労働省告示第262号】

簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項

第2 検査項目

検査項目は、原則として、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査とする。

第 3 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査

一 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査は、簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態が、当該簡易専用水道の水質に害を及ぼすおそれのあるものであるか否かを検査するものであり、当該簡易専用水道に設置された水槽（以下「水槽」という。）の水を抜かずに次に掲げる検査を行うものとする。

- 1 水槽その他当該簡易専用水道に係る施設の中に汚水等の衛生上有害なものが混入するおそれの有無についての検査
- 2 水槽及びその周辺の清潔の保持についての検査
- 3 水槽内における沈積物、浮遊部室等の異常な物の有無についての検査

二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第一に定めるところによる。

第 4 給水栓における水質の検査

一 給水栓における水質について、次に掲げる検査を行うものとする。

- 1 臭気、味、色及び濁りに関する検査
- 2 残留塩素に関する検査

二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第二に定めるところによる。

第 5 書類の整理等に関する検査

一 次に掲げる書類の整理及び保存の状況について、検査を行うものとする。

- 1 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- 2 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- 3 水槽の掃除の記録
- 4 その他の管理についての記録

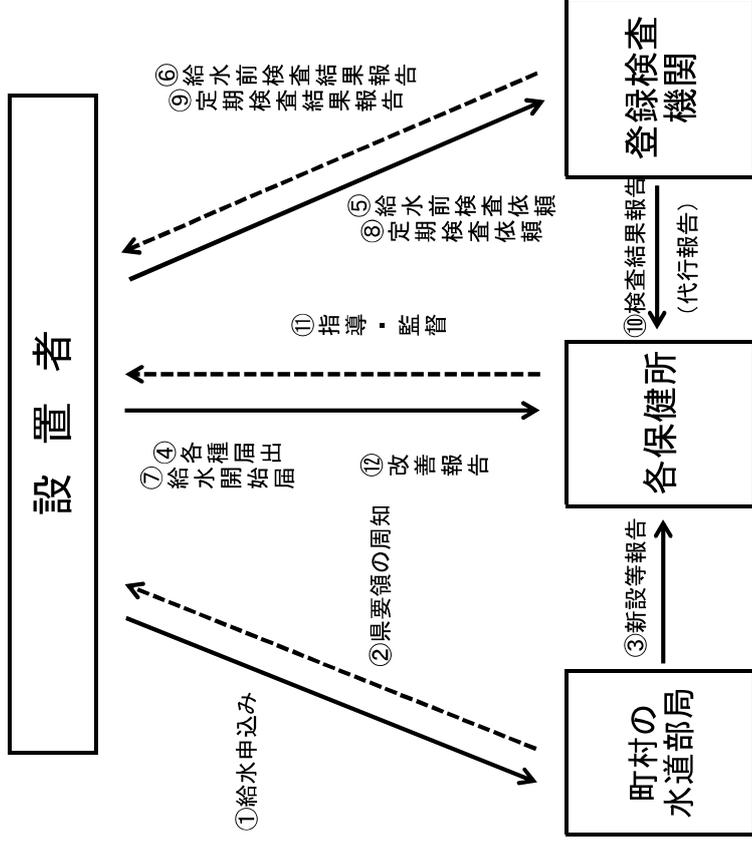
二 一に関して必要な検査事項及び判定基準は、別表第三に定めるところによる。

第 6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道の検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「建築物衛生法」という。）の適用がある簡易専用水道については、第二の規定にかかわらず、水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査の検査項目は、書類検査とすることが出来る。この場合において、当該書類検査に係る書類は、設置者が別表第一から別表第三までに掲げる検査事項がこれらの表に掲げる判定基準を満たすか否かについて作成するものとし、建築物衛生法第 10 条に規定する帳簿書類を添えて、検査者に提出するものとする。

簡易専用水道に関する手続き等の流れ

権限移譲していない町村で設置する場合



【各保健所で所管している町村】

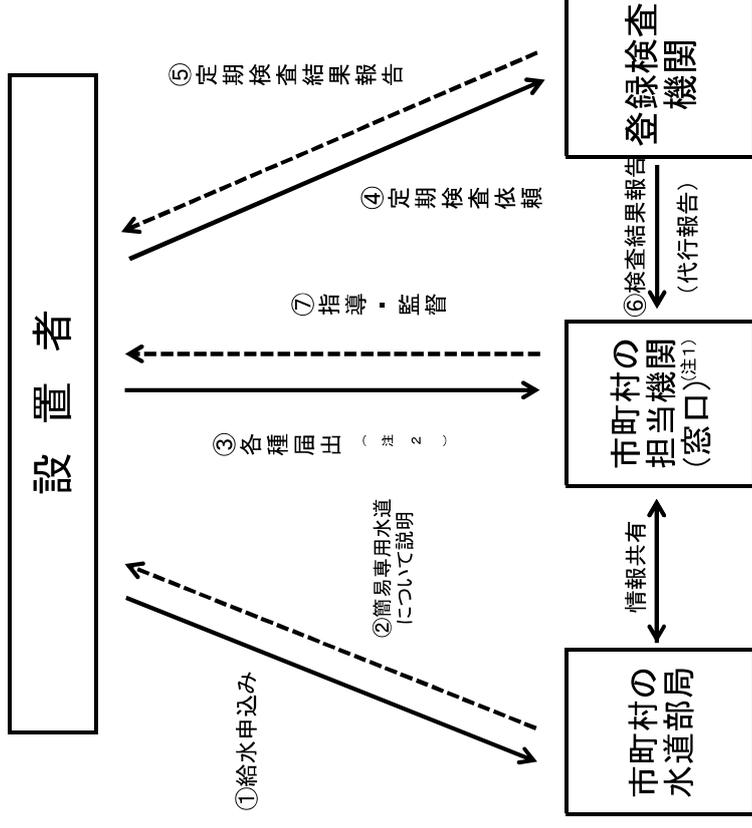
【北部保健所】 国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村

【中部保健所】 金武町、恩納村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村

【南部保健所】 西原町、南風原町、八重瀬町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村

【宮古保健所、八重山保健所】 → 所管している市町村なし(権限移譲済)

権限移譲されている市町村で設置する場合(例)



(注1) 市町村の担当機関が水道部局の場合があります。

(注2) 各市町村で届出様式および内容等が異なる場合があります。

【権限移譲済の市町村】

那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖繩市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、伊江村、与那原町、宜野座村、栗国村、渡名喜村、北大東村、伊是名村、伊平屋村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町、本部町

※上記の市町村で簡易専用水道を設置する場合、各市町村の担当機関にお問い合わせください。